

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
墨田福祉作業所	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
すみだふれあいセンター福祉作業所	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
すみだ厚生会館	東京都墨田区向島一丁目 22番16号	〔新設〕	

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区福祉作業所条例第8条第1項の規定による契約の締結その他就労継続支援事業の利用に係る必要な手続、準備行為等（すみだ厚生会館に係るものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。
- 3 すみだ厚生会館条例（昭和54年墨田区条例第31号）は、廃止する。